

川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、学校における調べ学習、読書指導などを支援するための貸出について、必要な事項を定める。

（貸出対象）

第 2 条 川崎市内に所在している、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校とする。

2 上記に準ずる学校で、館長が必要と認めた学校。

（登録）

第 3 条 登録は学校の所在地が属する区の図書館で行う。

2 学校が図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとする場合は、「学校用 団体貸出登録書」（様式 1）に必要事項を記載し、登録しなければならない。

3 登録は原則として 1 校 1 団体とし、責任者は校長とする。

4 登録の有効期限は 3 年とする。

5 登録内容に変更があった時は、速やかに変更事項について届け出るものとする。

（貸出手続）

第 4 条 貸出をうけるときは、事前に「学校用 団体貸出申込書」（様式 2）を提出する。

（貸出冊数）

第 5 条 資料の貸出冊数は、100 冊以内とする。

（貸出期間）

第 6 条 期間は貸出日から 30 日以内とし、返却の際は一括して返却するものとする。ただし図書館長は、必要に応じて貸出期間を短くすることができるものとする。

（貸出制限）

第 7 条 CD 等視聴覚資料の貸出は行わない。

2 その他図書館長が適切でないと認めたもの、また同一タイトル、同一テーマの資料を大量に必要とする場合は貸出の制限を行うことができる。

(利用日・利用時間)

第8条 原則として平日の午前10時から午後4時30分とする。(ただし休館日を除く。)

2 貸出を受けようとする学校は、利用の1週間前までに当該図書館に利用日・利用時間を連絡し、調整をするものとする。

(運搬)

第9条 資料の運搬は、学校が行うものとする。

(紛失等)

第10条 貸出を受けた資料を、紛失または汚破損したときは、原則として同一資料により弁償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定める他、必要な事項は館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。